広報



題字:山根玉峰(佐那河内村 第一号名誉村民) 写真:写真家 米津光



2024 June / No.615



佐那河内村広報誌

令和6年6月15日発行







# 村の家計簿を公表します。

令和5年度 下半期予算 執行状況

私たちの村の家計簿は、どのようになっているのでしょうか。納めた税金は、どのように使われているのでしょうか。

村では、毎年11月と5月に財政状況を公表しています。今回お知らせするのは、令和5年度下半期の予算の執行状況と基金や村債の現在高などです。6か月経過して、予算額に対してどのくらいの収入があり、どのくらいのお金が使われたのか見てみましょう。

#### 令和5年度下半期の財政事情について(公表)

佐那河内村財政事情書の作成および公表に関する条例の規定により、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における財政事情を次のとおり公表します。

令和6年5月31日 佐那河内村長 岩城 福治

## 一般会計-

#### 令和5年度下半期一般会計執行状況

令和5年度下半期(10月1日から3月31日まで)の一般会計の執行状況は、次のとおりです。

(単位:万円)

#### ■歳入

項目	予 算 額	収入済額	収入率(%)
村税	18,979	18,366	96.8
地 方 譲 与 税	4,983	3,384	67.9
利 子 割 交 付 金	10	8	80.0
配当割交付金	192	69	35.9
株式等譲渡所得割交付金	203	0	0.0
法人事業税交付金	292	232	79.5
地方消費税交付金	4,358	4,358	100.0
環境性能割交付金	522	285	54.6
地方特例交付金	76	76	100.0
地 方 交 付 税	145,419	134,772	92.7
交通安全対策特別交付金	0	0	_
分担金及び負担金	1,575	455	28.9
使用料及び手数料	1,548	1,441	93.1
国 庫 支 出 金	29,855	17,202	57.6
県 支 出 金	12,736	8,097	63.6
財 産 収 入	1,341	977	72.9
寄 附 金	14,990	14,213	94.8
繰 入 金	22,434	12,381	55.2
繰 越 金	15,560	23,867	153.4
諸 収 入	4,344	2,767	63.7
村 債	17,752	2,852	16.1
合 計	297,169	245,802	82.7

#### ■歳出

	項目		予算額	支出済額	支出率(%)
議	会	費	3,184	3,162	99.3
総	務	費	84,541	71,391	84.4
民	生	費	49,141	38,268	77.9
衛	生	費	22,143	17,940	81.0
農	林 水 産 業	費	20,633	17,200	83.4
商	I	費	5,691	2,909	51.1
土	木	費	44,062	10,428	23.7
消	防	費	7,813	3,052	39.1
教	育	費	16,778	15,032	89.6
災	害復旧	費	4,901	3,189	65.1
公	債	費	25,512	25,248	99.0
諸	支 出	金	36,533	14,418	39.5
予	備費		0	0	_
合		計	320,932	222,237	69.2

※現計予算額には前年度からの繰越額を含む。

※四捨五入の関係で率に多少のずれがあります。

#### 1. 予算の執行状況

(単位:万円)

(単位:万円)

5.0		歳	入	歳	出
区 分 会 計 別	予算額	収 入	済 額	支 出	済 額
Z 81 73		3月31日現在高	収入率%	3月31日現在高	支出率%
一般 会計	297,169	245,802	82.7	222,237	74.8
国民健康保険特別会計	29,869	33,120	110.9	29,867	100
簡易水道事業特別会計	11,472	11,484	100.1	11,166	97.3
集落排水事業特別会計	16,331	16,236	99.4	15,356	94
介護保険特別会計	38,702	38,699	100.0	37,687	97.4
後期高齢者医療特別会計	5,289	5,321	100.6	5,287	100
宅地造成事業特別会計	1,765	3,382	191.6	1,765	100
計	400,597	354,044	88.4	323,365	80.7

#### 2. 財産、地方債および一時借入金 (1)公有財産 (行政財産)

①土地および建物

(単位:㎡)

	土地		建物	
区分	(地積)	木 造 (延面積)	非木造 (延面積)	計
	3月31日現在 現在高	3月31日現在 現在高	3月31日現在 現在高	3月31日現在 現在高
本 庁 舎(旧)	3,743	<u>2017191</u>	1,579	1,579
本 庁 舎(新)	10,114	0	2,410	2,410
消防センター	0	0	280	280
老人憩の家	0	0	319	319
公 民 館	0	0	443	443
保健センター	0	0	406	406
生活改善センター	0	257	0	257
農業総合振興センター	685	0	1,082	1,082
多目的研修集会施設	701	144	153	297
学 校	14,867	195	5,172	5,367
西ノハナ運動施設	7,914	0	1,160	1,160
子育て拠点施設	0	117	0	117
保 育 所	4,077	0	831	831
休 憩 所	500	0	0	0
リサイクルセンター	1,018	0	120	120
消防センター	3,253	63	1,311	1,374
防火水槽	2,066	0	0	0
ログハウス	0	305	0	305
ふれあいグラウンドクラブハウス	0	37	0	37
看 視 舎	0	0	60	60
ヒルトップハウス	0	0	338	338
大川原観光農園管理棟	0	90	222	222 90
府能発電所資料館公衆便所(徳円寺)	0	0	27	27
公衆便所(高原広場)	0	0	27	27
公衆便所(ヒルトップハウス)	0	0	19	19
公衆便所(観光農園)	0	0	44	44
公衆便所(嵯峨老人憩の家)	0	0	20	20
公衆便所(高樋地区汚水処理施設)	0	17	0	17
村 営 住 宅	1,426	0	283	283
上中辺住宅	725	0	181	181
中央運動公園	44,485	15	226	241
キャンプ場避難所	0	0	30	30
有害捕獲鳥獣処理施設	0	0	32	32
新 府 能 発 電 所	0	0	45	45
食業工房さなごうち	0	0	391	391
一ノ瀬コミュニティー施設	495	0	0	0
倉 庫	631	191	0	191
根 郷 駐 車 場	356	0	0	0
多目的地域交流施設	1,586	0	968	968
山林(放牧場)	655,660	0	0	0
合 計	754,302	1,431	18,179	19,610

#### (普通財産)

①土地および建物

(単位: m)

				土地		建物	
	区	分	分	(地積)	木 造 (延面積)	非木造 (延面積)	計
				3月31日現在 現在高	3月31日現在 現在高	3月31日現在 現在高	3月31日現在 現在高
教高	員	住	宅	0	0	160	160
高	原	広	場	2,819	0	0	0
Ш	林(放	牧	場)	922,007	0	0	0
雑	種 地		495	0	0	0	
そ合	の他		16,298	0	0	0	
合			計	941,619	0	160	160

#### (2)基金

#### ①土地開発基金

	区	分	3月31日現在高		
		大黒地域広場	1,274 m²		
土	地	中尾谷公園	2,070 m²		
			計	3,344 m²	
	預	金	7,086 万円		

#### ②その他の基金

(単位:万円)

		区	分			3月31日現在高(万円)
財	政	調	整	基	金	140,833
地	域	振	興	基	金	14,739
減		債	基	Ę	金	74,099
ふ	る	さと	創	生 基	金	40,599
中	山間ふ	るさと	水とこ	土保全	基金	1,045
残	土 见	1 理 均	易運	営基	金	757
公	共 施	設 等 絲	総合 6	管理基	ま 金	21,237
応		援	基	Ę	金	36,917
環		境	基	Ę	金	4,338
小	水力	発電施	設 等	運営	基 金	1,789
玉	民健月	東 保 険	財 政	調整	基 金	7,671
介	護保	険 支	払 準	備基	金	7,630
簡	易	水	道	基	金	4,015
農	業	集落	排	水基	金	3,901
合					計	359,570

#### (3)地方債残高

令和6年3月31日の事業別現在高および令和 5年度の元利償還金は次のとおりです。

(単位:万円)

事業名	地方債	元利億	還金
尹 未 右	現在高	元 金	利 子
(一般会計分)			
一般単独事業債	142	146	5
一般公共事業債	4	2	0
過疎対策事業債	94,501	9,254	153
辺 地 対 策 事 業 債	1,313	219	0
義務教育施設整備事業債	350	50	0
災害復旧事業債(補助)	5,077	1,039	2
減収補てん債	173	0	0
減税補てん債	58	47	0
公 適 債	0	9,000	8
臨時財政対策債	3,332	2,266	4
緊急防災・減災事業債	23,867	2,642	62
一般補助施設整備事業債	2,450	612	0
一般会計合計	131,267	25,277	234
(特別会計分)			
簡易水道特別会計	25,900	5,055	484
農業集落排水特別会計	53,453	8,959	1,087
特別会計計	79,353	14,014	1,571
合 計	210,620	39,291	1,805

#### **(4)一時借入金** 0千円

#### 5.7 [火曜日]

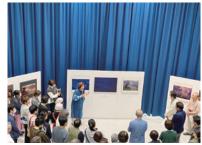
# 荒井賢治先生寄贈作品展を開催しました

5月7日(火)~31日(金)に、本村出身の写真家である荒井賢治先生の寄贈作品展「ふる里に抱かれて」 を開催したところ、1.100人を超えるみなさんにご来場いただきました。今回の展示では、令和4年11月 に荒井先生の夫人である荒井由子さんから村へ寄贈いただいた荒井先生の作品22点と、由子さんから提 供いただいた1点、計23点を展示しました。

12日(日)には、由子さんに荒井先生の人柄や写真、撮影の裏話などについてお話しいただきました。 会場には約80人が集まり、荒井先生を偲ぶ声や由子さんとの再会を喜ぶ声などで賑わい、荒井先生ご夫 婦の絆や人望の厚さが感じられる時間でした。

また、佐那河内中学校の生徒や佐那河内 小学校3年生、佐那河内保育所5歳児・4 歳児のみなさんもそれぞれ見学に訪れ、由 子さんから作品の説明を受けて荒井先生 の写真の世界観を感じていただきました。

ご来場いただいたみなさん、ありがとう ございました。



5/12 荒井由子さん談話の様子



5/22 佐那河内中学生見学の様子

#### 5.9 [木曜日]

# 阿波銀リース株式会社からの 寄附金贈呈式

阿波銀リース株式会社(徳島県徳島市)より、令和6年度指 定寄附金として本村の環境関連・脱炭素化などの施策に対し、 寄附をいただきました。

いただいた寄附金は、本村の未来に向けたむらづくりの財 源として、大切に活用させていただきます。



左:岩城村長 右:三好代表取締役社長

## 5.14 [火曜日]

# 株式会社大共へ企業版ふるさと納税感謝状を贈呈

株式会社大共(大阪府東大阪市)より、令和6年3月28日付けで企 業版ふるさと納税による寄附金500万円をいただき、このたび感謝 状の贈呈を行いました。

はじめて村にお越しになった岡崎社長からは、「はじめてという 気がしない、懐かしい感じがしました。徳島市へのアクセスもいい し、住むのにもいい環境ですよね。」とお話しいただきました。

いただいた寄附金は、本村の未来に向けたむらづくりの財源とし て、大切に活用させていただきます。



左:益田副村長 右:岡﨑代表取締役社長



昭和40年に大阪市北区にて粘着関連資材の販売会社として起業した株式会社大共は、本年7月 に創業60周年を迎えられます。粘着加工をはじめ、ラベル製品やフィルム加工など、材料の選定 から加工法に至るまでお客さまのニーズにあったきめ細やかなサービスの提供をされています。

# ふみの会と交流しました

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年8月を最後にとだえていた、ふみの会との交流を再開しました。

当日は、つきぐみ(5歳児)の子どもたちに紙芝居の読み聞かせ、また広告紙を使用した紙飛行機・紙鉄砲の作成を一緒にしました。子どもたちは完成した紙飛行機を遊戯室で飛ばしたり、紙鉄砲で大きな音を出すなどとても楽しそうにしていました。

ふみの会のみなさんありがとうございました。





#### 5.16 [木曜日]

# スポーツフェスティバルを開催しました!

中央運動公園グラウンドにて、スポーツフェスティバルを開催しました。

スポーツ少年団のサッカー部、バレー部、野球部、陸上部の4チームが、大谷選手寄贈のグローブを使ってのキャッチボールなど、それぞれの体験会を行いました。保育所児童から中学生まで51人の参加があり、

元気いっぱいフェスティバル を楽しみました。

スポーツ少年団では、各部が日々練習に取り組んでいます。興味のある人は見学も可能ですので、お気軽にご連絡ください。





# 徳島新聞を未購読の人に「広報佐那河内」を無料でお届けします

村では、村内にお住まいの徳島新聞未購読世帯を対象に「広報佐那河内」を無料でお届けしています。

お近くに徳島新聞未購読世帯がいらっしゃる場合には、 周知していただけると幸いです。

お届けを希望する人は、企画政策課までご連絡ください。



# 5.26 [日曜日]

# 小中合同運動会

紺碧の空と、木々を吹き抜ける風が爽やかな日に令和6年度の小中合同運動会が開催されました。 今年度のテーマは、「勝敗笑美戦(かっぱえびせん)~心を一つに限界突破で勝利をつかめ~」です。「勝 敗笑美戦(かっぱえびせん)」には、「勝っても敗れても笑って美しく戦う」という意味を込めました。

小学生も中学生も精一杯のパフォーマンスと応援で、運動会を盛り上げました。小学 1・2 年生がチェッコリ玉入れをすれば、観戦している小中学生が一緒に踊ったり、中学生が競技をしているときは、声をからして小学生が応援したりと微笑ましい場面もたくさんありました。テーマどおり、勝てば勝利を喜び、敗れても頑張りを讃え合い、笑顔あふれる一日となりました。









# 議会行事出席報告

〈 〉場所・( )出席者

r = 0 =	議員協議会		(瀧倉議長ほか6人)
J/J U L	全員協議会	<役 場>	(瀧倉議長ほか6人)
10⊟	2024年国民平和大行進	<役 場>	(瀧倉議長)
15⊟	小松島市議会議長・副議長就任挨 拶訪問来庁	<議 長 室>	(瀧倉議長・森下副議長)
	例月出納検査	<del></del>	(前河監査委員・井開監査委員)
21⊟ ~22⊟	令和6年度町村議会議長・副議長 研修会	<東京都>	
26⊟	佐那河内小中学校合同運動会		(瀧倉議長ほか)

# 南海トラフ地震臨時情報とは?

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合などに、気象庁から発表される情報です。情報名のあとにキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」などの形で情報発表されます。

気象庁にて、マグニチュード6.8以上の地震などの異常な現象を観測したあと、5~30分後に南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されます。その後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の臨時会合における調査結果を受けて、該当するキーワードを付した臨時情報が発表されます。 政府や自治体から、キーワードに応じた防災対応が呼びかけられますので、呼びかけの内容に応じた防災対応をとってください。

# 南海トラフ地震 臨時情報

巨大地震注意

■南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と 関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

■観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

調 査 中 ■観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

**巨大地震警戒** ■南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0以上の地震が発生したと評価した場合

■南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合

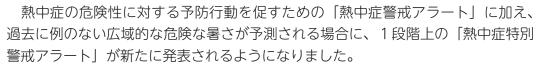
価した場合 ■想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲で M7.0以上の地震が発生したと評価した場合

■ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべリが観測された場合

**調 査 終 了** ■巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応は広報佐那河内7月号に掲載します。

# 「熱中症特別警戒アラート」および 「クーリングシェルター」について





「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、熱中症の危険性が極めて高くなります。外出を控え、 涼しい場所へ避難するなど、積極的に予防行動をとるとともに、高齢者や乳幼児など熱中症にかかりやす い人への声かけや支援のご協力をお願いします。

※「熱中症警戒アラート」は、前日午後5時ごろおよび当日午前5時ごろに発表され、「熱中症特別警戒アラート」は、前日午後2時ごろに発表されます。

また、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、市町村は熱中症による重大な健康被害の発生を 防止するため、あらかじめ指定した「クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)」を開放します。 佐那河内村が指定した「クーリングシェルター」は次のとおりです。

#### ●佐那河内村クーリングシェルター指定施設一覧

施設名称			所在地	開放可能日時	受入可能見込人数	
役	場	庁	舎	佐那河内村下字西ノハナ31	毎日 8:30~17:15	①多目的スペース(20人) ②村民ホール(34人)
消	防セ	ンタ	_	佐那河内村下字西ノハナ31	平日(水曜日以外) 8:30~17:15	③会議室(6人)

※開放日は、令和6年10月23日似までの間、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに限り、①から順に開放します。飲料や食料品などの提供はありません。

# 6月は「土砂災害防止月間」です

~日ごろの備えと早めの避難を~

これから梅雨や台風などの大雨により、一年のうちでも土砂災害が発生しやすい時期を迎えます。

このため、国は6月を「土砂災害防止月間」と定めており、県や市町村では土砂災害防止に関する普及 啓発や警戒避難体制の整備を進めています。自らの命は自らが守るよう、いざというときのために日ごろ から備え、土砂災害による被害を防ぎましょう。

# 土砂災害 とは

台風や大雨、地震などの原因で、山やがけが崩れたり、土や石が水と一緒になって川から 流れ出たりすることで、私たちの命や家屋などの財産を一瞬にして奪ってしまう災害です。



# 日ごろから住んでいる 地域の危険度を把握する

土砂災害のおそれのある箇所 は、県ホームページのほか市町 村のハザードマップで見ること ができます。 回絡凝回

**徳島県水防・砂防情報マップ** で検索

https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/

#### 豪雨になる前に早めの避難行動を

#### 高齢者などは速やかに避難

大雨が降りそうな時、 夜間に大雨が予想さ れる場合は、高齢者 などは早めに避難を 開始しましょう。



# 雨が降り出したら気象情報に注意!

土砂災害警戒区域などに お住まいの人は、雨が降り 出したら避難行動を確認し、 いつでも避難できるように 準備しておきましょう。

また、市町村から発令さ れる避難情報にも注意しま しょう。





土砂災害の危険度の高まりは

気象庁 危険度分布(キキクル) で検索

#### 大雨時には早めに避難

土砂災害の危険度が高 まった時には土砂災害警戒 情報が発表されます。発表 されたら速やかに避難しま しょう。

#### こうした現象は土砂災害の前兆現象です。見たり、聞いたらすぐ避難しましょう!



湧水量の増加、湧水の枯渇、池や沼の水位 の急変、井戸水の濁り、落石・小崩落、樹 木の傾き、地面の震動、斜面のふくらみ、 地鳴り・山鳴り、亀裂・段差の発生・拡大



地鳴り、渓流水位の激減、流水の異常な 濁り、土臭いにおい、渓流内で転石の音、 流木発生、流水の急激な濁り



表面に流水が発生、小石がばらばら落下、 湧水発生、湧水量の増加、湧水の濁り、 地鳴り、斜面のふくらみ、小石が頻繁に 落下、湧水の停止、湧水の噴き出し

# 水の事故を防ごう

もうすぐ暑い夏がやってきます。この時期に増加するのが子どもの 水難事故。悲しい事故を防ぐために、安全な行動を心がけましょう。

令和4年の統計によると、中学生以下の水難事故による水難者は198人。172人が救助された一方、26人が命を落としています。このうち河川や池では水難者が17人にのぼり、全体の7割近くを占めます。村内には園瀬川、嵯峨川やその支流など身近に河川があることから、河川での水難事故の危険性は少なくありません。

河川の事故は川遊びだけでなく、普段の生活の中でも発生します。川の中に落とし物をして拾いに行っておぼれる、落差のある場所から河川に転落する、普段から河川の危険性を認識し行動することが大切です。



# 子どもの水難事故を防ぐために

- ●レジャーに行くときは前日までに川の危険性を伝えておきましょう
- ●子どもだけで川に入らないように指導しましょう
- レジャー時にはライフジャケットを着用しましょう
- ●遊具やサンダルが流されても取りに行かないよう言い聞かせましょう
- ●遊具やサンダルは予備を持参し、替わりがあることを見せておきましょう
- ●河川敷ではヘビやスズメバチ(橋の下での営巣)にも注意しましょう
- ●川で遊ぶときは大人が下流部に入って待機しましょう

安全を心がけて楽しい夏を お過ごしください。





お問い合わせ●佐那河内村消防センター

# さばきちるじさい無り

開催日 令和6年

7/7

開催時間 10:00~15:00

場 所 佐那河内村大川原高原 旧一軒茶屋周辺

小雨決行

(イベントは天候により中止になるものもあります)

●産直新鮮野菜の販売 ●

●さなごうち物産品・加工品販売など

農産物・加工品の 出品者募集中!

※出品伝票は企画政策課にあります。

お問い合わせ●企画政策課内 大川原あじさい市事務局

# 注意とお願い

村の農業集落排水は、ポンプによって汚水を各地域の処理場に運んでいます。 このポンプが異物混入により故障するケースが多発しています。

故障したポンプの復旧には時間がかかり、最悪の場合、汚水があふれたり、逆流する恐れがありますので、決して異物を流さないようお願いします。







お問い合わせの産業環境課

# 竹パウダーコンポストと 竹パウダー農法講習会の実施について

日 時:令和6年6月21日(金) 14:00~

場 所:佐那河内村農業振興センター1階会議室

講 師: NPO 法人竹林再生会議 代表理事 長池 奉成 さん

※講習会にご参加いただいた人には、竹パウダーコンポストのお試し資材(1回分)を無料で配布します。 竹パウダーの販売もあわせて実施します。

※講習会への参加や竹パウダーの購入を希望される人は、産業環境課までお申し込みください。【申込締切日:6月18日(火)】

#### ◎竹パウダーコンポストとは?

竹を粉末にしたものに生ごみを混ぜこみ、堆肥に変えるコンポストです。

分解が終わった竹パウダーは、堆肥として野菜や花の栽培に活用できます。今回は、竹パウダー農法(野菜)についての講座もあわせて実施します。

お問い合わせ●産業環境課



# 佐那のいちご塾生「おためし地域おこし」 3日間の体験会で佐那河内村を知る

4月27日(土)~29日(月)に「おためし地域おこし」を開催し、県内外より3人の参加がありました。「おためし地域おこし」とは、地域おこし協力隊へ応募する前に地域や活動を知ることで、受け入れ地域・受け入れ自治体・隊員の三者のミスマッチを防ぐために行う事業です。参加者は、さくらももいちごに関してはもちろん、村での生活について積極的に質問するなど、真剣なようすが伝わってきました。この「おためし地域おこし」参加者の中から佐那のいちご塾生(3期生)が決まる予定です。

#### おためし地域おこしの内容

- 1日目…村内案内、佐那のいちご塾運営部 会との意見交換会 など
- 2日目…さくらももいちご収穫等体験、佐那のいちご塾生および新規就農者等交流会など
- 3日目…佐那河内いきものふれあいの里など見学、JA選果場および出荷状況見学 など









# 地域おこし協力隊

こんにちは、地域おこし協力隊佐那のいちご塾2 期生の松田です。こちらに来て2か月が経ち新たな 生活にも徐々に慣れつつあります。4月からハウス で仕事を教えていただきながら、石井町にある農業 大学に通っています。大学では野菜/果樹の栽培の 仕方や農薬についてなどの基礎的なことを中心に学 んでいます。ハウスではいちごの出荷も終わり、 "あっ!"という間に時が過ぎたように感じます。 とにかく今まで家庭菜園を含め作物の栽培に携わっ たことがないので、全てがはじめてのことでわから ないことばかりです。例えば「摘花・摘果」や「脇 芽取り」、「芽かき」という言葉から「圃場」も何の こと?という感じでした。ですが作業のやりかたや なぜその作業をするのかなど、みなさんに丁寧に教 えていただいたり、農業大学で学んだりすることで 理解が深まりました。そういえばハウス内での作業 時にカエルの大合唱をカエルだとわからなくて"鳥 の鳴き声"だと3週間ほど思っていました。あと、 ハウス内にイチゴの香りがあまりしないことが

ちょっと残念でした(笑)。

ところで話が変わります **\*\*\***が、徳島県に来てとても驚いたこ

とがあります。それは、買い物に行った時です。お店に陳列されている品物が、食料品と一緒に大量の衣料品にも驚きですが、家電やカー用品を見た時には思わず「えっ?!嘘でしょうー!!」と、心の中で叫んでしまいました。「こちらでは当たり前の光景?普通なの?!」と、聞いて回りたい気持ちでいっぱいでした。とは言っても、いろいろなお店に行ったわけではないので、たまたまだったのかもしれません。暑くなってきましたので熱中症、食中毒に気をつけてお過ごしください。





# 定額減税について

経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の 所得税および令和6年度分の個人住民税にて定額減税が実施されることとなりました。詳しくは次のとお りです。

		住民税	所得税		
対象者	住民	税所得割が課税されている人	令和6年分所得税の納税者で合計所得金額が 1,805万円以下である人		
減税額	1	万円×(本人+扶養親族)	3	万円×(本人+扶養親族)	
	給与所得に係 る特別徴収	令和6年6月分は徴収されず、定額 減税「後」の税額が令和6年7月~令 和7年5月分の11か月で均されます。 ※均等割のみの人は令和6年6月分か ら徴収されます。	給与所得者の 人	令和6年6月1日以後最初に支払を 受ける給与など(賞与含む)に係る源 泉徴収税額から控除されます。	
控除方法	普通徴収	定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。	事業所得者等の人	事業所得者等で確定申告を行う人については、令和6年分確定申告の際に、定額減税を適用しないで算出した所得税額から定額減税額が控除されます。	
<b>法</b>	定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。		年金所得者の 人	令和6年6月1日以後最初に支払う 公的年金などから定額による減税額 を控除します。控除しきれない部分 の金額は、以後に支払う公的年金等 に係る控除前税額から順次控除され ます。	

<sup>※</sup>前年の合計所得金額が1,805万円を超える人や令和6年度非課税・住民税均等割のみ課税世帯に該当する人は対象外となります。

# 調整給付について

住民税所得割および所得税の定額減税で控除しきれないと見込まれる人を対象に調整給付を支給します。

- ●減税額確定(令和7年3月確定申告)を待たずに、令和6年の課税情報をもとに、前倒しで給付。
- ●実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加給付。

#### 【調整給付】

定額減税しきれないと見込まれる人

住民税:最大1万円×(本人+扶養親族)

所得税:最大3万円×(本人+扶養親族)

#### 【定額減税】

住民税所得割 / 所得税納税者

住民税:1人1万円×(本人+扶養親族)

所得税:1人3万円×(本人+扶養親族)

お問い合わせ●住民税務課

#### 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

# 令和6年度新たな佐那河内村住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯 物価高騰対策給付金のお知らせ

給付額

# 1世帯あたり 10万円

# 加算 子ども1人あたり 5万円

令和6年度新たに

住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯に なった世帯

令和6年6月3日(月)に本村に住民登録があり、次に該当する世帯

- ①世帯全員の令和6年度住民税が非課税
- ②世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税で、 うち少なくとも1人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯

# 給付対象

#### 【対象外】

- ●世帯全員が、令和6年度住民税課税者の扶養親族などになっている世帯
- 令和5年度住民税非課税世帯または、住民税均等割のみ課税世帯

#### 加質対象

給付対象世帯の世帯員である18歳以下の子ども

(平成18年4月2日生まれ以降の子ども)

※ただし、住民票を移さずに施設に入所している子どもなど、令和6 年6月3日川時点で扶養していない(生計を同一にしていない)子ど もは加算の対象外です。

# 手続方法

- ①対象と思われる世帯に、村から給付内容や確認事項などが記載された 「確認書 | または「申請書 | が届きます。
- ②「確認書」または「申請書」に必要事項を記入し、村 に提出してください。
- ③提出された書類の審査後、決定通知書が村から送付されます。 子ども加算の対象者がいる世帯には、この際に併せて通知します。

# 令和6年7月1日(月)より

# 税務署窓口での納税は 16 8 00 までに

# お手続いただきますようご協力をお願いします

# 〈税務署窓口以外での納付方法のご紹介〉

預貯金□座からの引落し(ダイレクト納付・振替納税)やスマートフォンからの Pay 払いなど、いろいろな納税手続きがございます。詳しくは、次をご覧ください。

#### 納付手続一覧表

טעוי ב ניו ניאוי	見仪				
納付手段	納付場所	便利に利用できる人	納付手続に必要なもの	利用可能税目	詳細はこちら (国 税 庁 HP)
①ダイレクト 納付	●ご自宅、事業所など (PC・スマホ・タブ レット)	●源泉所得税の毎月 納付など、定期的 に納付手続をされ る人 ●期日を指定して納 付されたい人	<ul><li>● e-Tax の開始届出書の提出</li><li>●ダイレクト納付利用届出書の提出</li><li>●インターネットに接続できるPC、スマートフォンまたはタブレット端末</li></ul>	●全ての税目 ※ e-Tax を利用した 送受信データによ り利用できない税 目あり	
②スマホアプリ 納付	●インターネット接 続可能場所 (スマホ・タブレット) キャッシュレス納付	<ul><li>Pay 払いを利用されている人</li></ul>	●インターネットに接続できるスマートフォンまたはタブレット端末 ※利用可能額は30万円以下	●全ての税目 ※納付手続方法によ り利用できない税 目あり	
③振替納税	キャッシュレス納付	●申告所得税や消費 税(個人)の確定申 告書を毎年提出す る必要のある人	●振替依頼書の提出	●申告所得税 ●消費税(個人)	
④クレジット カード納付	●ご自宅、事業所など (PC・スマホ・タ ブレット) キャッシュレス納付	●クレジットカードを 利用されている人	<ul><li>●インターネットに接続できる PC、スマートフォンまたはタブレット端末</li><li>●クレジットカード ※納付税額に応じた決済手数料あり</li></ul>	●全ての税目 ※印紙を貼り付けて 納付する場合な ど、利用できない 税目あり	
⑤インターネット バンキング など	●ご自宅、事業所など (PC・スマホ・ダブレット) ● ATM (ペイジーが使える 金融機関) キャッシュレス納付	●インターネットバン キングやモバイル バンキングなどを 利用されている人	● e-Tax の開始届出書の提出 ●インターネットバンキングまた はモバイルバンキングの契約 ●インターネットに接続できる PC、スマートフォンまたはタブ レット端末	●全ての税目 ※納付手続方法によ り利用できない税 目あり	
⑥コンビニ納 付バーコード	●セブンイレブン ●ファミリーマート ●ミニストップ ●ローソン など 現金納付	●税務署からバー コード付納付書の 送付を受けられた 人	●バーコード付納付書 ※利用可能額はバーコード付納 付書1枚につき30万円以下	●全ての税目 ※所得税徴収高計算 書により源泉所得 税を納付する場合 など利用できない 税目あり	
⑦コンビニ納 付QRコード	●ファミリーマート ●ミニストップ ●ローソン 現金納付	●インターネットに接続できる PC、スマートフォンまたはタブレット端末でコンビニ用 QR コードを作成できる人	<ul><li>●インターネットに接続できる PC、スマートフォンまたはタブレット端末をお持ちの人</li><li>●コンビニ納付用 QR コード※利用可能額は30万円以下</li></ul>	●全ての税目 ※所得税徴収高計算 書により源泉所得 税を納付する場合 など利用できない 税目あり	
8金融機関な どの窓口で の納付	●金融機関 ●税務署 現金納付	<ul><li>●上記①~⑦の手続 以外で納付される 人</li></ul>	●納付書 ※金融機関窓口で納付する場合	●全ての税目	

# 緊急通報装置貸与事業について

村内のひとり暮らし高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害時などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図る体勢を整えることで、安心して暮らせる環境を整備します。 緊急通報装置の利用を希望される人は、申請が必要です。

# 1. 設置機器について

①緊急通報装置・ペンダント…緊急時に、ボタンを押すことで24時間対応のコールセンターにつながり、親族への連絡や救急車の手配などを行うことのできるシステムです。また、コールセンターから月1回のうかがい電話の実施や、災害などの緊急時における一斉緊急連絡も行います。さらに、コールセンターに常駐している看護師などに健康相談を行うことができます。

②安否センサー……天井などに設置し、高齢者などが動いていることを確認します。 また、高齢者などが一定時間動きがないときには、協力者へ通報 します。

## 2. 対象者

佐那河内村に住所を有する、次のいずれかに該当する人。

- ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②75歳以上で要介護認定または要支援認定を受けている人のみで構成される世帯に属する人
- ③重度身体障害者
- ④その他村長が認める人
- ※協力員3人程度を確保していただく必要があります。
- ※電話回線の設置状況により貸与機器が異なりますので、ご相談ください。



緊急通報装置本体



ペンダント型送信機



人感赤外線センサー

お問い合わせ●健康福祉課

# 令和6年度 国民健康保険税のお知らせ

令和6年度の国民健康保険税については、次のとおりお知らせします。

今年度の国民健康保険税は、7月に国民健康保険加入世帯の世帯主(納税義務者)宛てに郵送する納税通知書にてお知らせします。

国民健康保険制度は、加入者のみなさまの保険税によって支えられています。健全な事業運営の ため、ご理解とご協力をお願いします。

#### 税率など

	医療	家分(加入者全	:員)	後期分(加入者全員)			介護分(40歳~64歳)		
	令和6年度	令和5年度	増減	令和6年度	令和5年度	増減	令和6年度	令和5年度	増減
所 得 割	6.5%	6.5%	変更なし	2.5%	2.5%	変更なし	2.3%	2.3%	変更なし
資 産 割	0%	0 %	変更なし	0%	0 %	変更なし	3.75%	3.75%	変更なし
均等割(※)	22,000円	22,000円	変更なし	6,800円	6,800円	変更なし	8,500円	8,500円	変更なし
平等割(※)	23,000円	23,000円	変更なし	6,500円	6,500円	変更なし	7,500円	7,500円	変更なし
課税限度額	65万円	65万円	変更なし	24万円	22万円	+ 2万円	17万円	17万円	変更なし

※均等割:加入者1人あたりの保険税額。未就学児は1/2。 ※平等割:1世帯あたりの保険税額

# 軽減の対象となる世帯

軽減の対象となる基準について5割軽減と2割軽減の判定基準額が拡充されます。

世帯主、被保険者等(※1)の前年の総所得金額などの合計が一定の条件を満たす場合に、「均等割」と「平等割」が軽減されます。ただし、所得の申告ができていない場合は、条件を満たしていても軽減を受けることができませんのでご注意ください。

軽減割合	令和6年度 軽減判定の基準額	令和5年度 軽減判定の基準額	
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者(※2)の数-1)以下	43万円+10万円×(給与所得者(※2)の数-1)以下	
5割軽減	43万円+29.5万円×(被保険者等(※1)の数)+10万円×給与所得者等(※2)の数-1)以下	43万円+29万円×(被保険者等(※1)の数)+10万円 ×給与所得者等(※2)の数-1)以下	
2割軽減	43万円+54.5万円×被保険者等(※1)の数)+10万円 ×給与所得者等(※2)の数-1)以下	43万円+53.5万円×被保険者等(※1)の数)+10万円 ×給与所得者等(※2)の数-1)以下	

※1:国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された後も継続して同一の世帯に属する人を含みます。

※2:「給与所得者等」とは、「給与収入が55万円を超える」、「65歳未満で公的年金収入が60万円を超える」または「65歳以上で公的年金収入が110万円を超える」の条件を1つでも満たす人です。なお、「10万円×(給与所得者等の数-1)」については、対象となる人が2人以上の場合のみ算定します。

災害または盗難により資産の損失を受けた人などは、減免の措置を受けられる場合があります。 納期を過ぎると減免ができませんので、納税通知書が届いたらお早めに係までご相談ください。

お問い合わせ●住民税務課

# 国民健康保険高齢受給者証の更新について

現在お持ちの高齢受給者証の**有効期** 限は令和6年7月31日 水までです。8月1日以降は使用できなくなりますので、高齢受給者証の更新を行います。 新しい高齢受給者証は特定記録郵便で世帯主宛てにまとめて送付します。

# 送付時期:7月下旬ごろ

7月末までに届かない場合は健康福祉 課までお問い合わせください。

役場に直接受け取りに来られる人は令和6年7月12日 金までに健康福祉課までご連絡ください。令和6年7月22日 例から窓口交付します。

0.	徳島県国民健康保険高齢受給者証						
			カ期限 令和 ○年 ○月 ○日 年月日 令和 ○年 ○月 ○日				
記	号	佐那	『河内 番 号 □ - □ (枝番)○				
世帯	住	所	徳島県名東郡佐那河内村○字□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				
主	氏	名	佐那河内 一郎				
対		名	佐那河内 一郎				
象者	生年	手月日	年 〇 月 〇 日				
一音金	形式の	担例合	()割				
発す	功 步	切 日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日				
保険者番号並びに交付者の名称及び印		者の	3 6 0 0 7 3 交付者名 佐那河内村 内能 即河				

お問い合わせ
健康福祉課

# 国保脳ドックに ついて

国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および 脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的 に、脳ドックを受診する被保険者の人へ、次の内 容で助成を行っています。



対 象 者	本村に住所を有する国民健康保険加入者で40歳から74歳までの人(ただし、2年に1回の助成となります。令和5年度に助成された人は対象となりません。)
期 間 令和6年7月1日側から令和6年12月中旬まで	
受診場所	協立病院・田岡病院
負 担 金	3,000円
定員	全体で30人

**※脳ドックと特定健診を同時に受信することもできます**。同時に受信される場合は、負担金に特定健診分 1,000円がプラスされます。

お問い合わせ●健康福祉課

# 令和6年度 がん検診および特定健診のお知らせ

令和6年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診を希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

# ●がん検診日程および場所(集団健診)

検診日程	検診場所	受付時間
令和6年7月6日仕 【申し込みは終了しました】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00~10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
<b>令和6年8月3日生</b> 【申し込み期限:7月12日金】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00~10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付 時間をご案内します。
<b>令和6年9月7日生</b> 【申し込み期限:8月16日金】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00~10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
<b>令和6年10月12日</b> 生 【申し込み期限:9月20日金】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00~10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付 時間をご案内します。
令和6年10月22日火 【申し込み期限:9月27日金】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター ※子宮がん検診および骨密度検査は、 実施しないのでご注意ください。	8:30~11:00
<b>令和6年11月16日</b> 生 【申し込み期限:10月25日金】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00~10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付 時間をご案内します。
令和6年12月12日休 【申し込み期限:11月21日休】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター ※頚部・腹部エコー検査は、実施しないのでご注意ください。	8:30~11:00 子宮がん検診は 9:30~11:00

# ※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診は、各月予約枠15人(先着順)で実施します。なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頚部エコー検査:負担金3,300円・腹部エコー検査:負担金5,500円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頚部・腹部エコー 検査:負担金8,800円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

# ●がん検診内容および負担金(集団健診)

検診日程	対象者	負担金
<b>胃がん検診</b> (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和6年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民(65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス 検査	①令和6年度において満40歳となる村民 (昭和59年4月1日~昭和60年3月31日生まれの人) ②平成14年度から令和5年度までの間に、肝炎ウィルス検査の 対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民(男性のみ)	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) <b>子宮がん検診</b>	20歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和5年度に受診された人は、 令和7年度に検診を受けるようお願いします。	400円
(婦人科検診) <b>乳がん検診</b>	40歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和5年度に受診された人は、 令和7年度に検診を受けるようお願いします。	1,000円

- ※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。
- **※12月12日休の村内で行う検診では、歯科健診および口腔がん検診**も行います。歯科健診および口腔がん検診も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。
- ※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。村集団健診で特定健診を受診した場合 に限り、特定健診のオプション検査として眼底検査・尿蛋白定量検査・推定食塩摂取量測定検査も受診 できます。(加入保険の種類を問わず、村民の人は無料でオプション検査を受診できます)

ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、国保の人は受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

# 胃内視鏡検診について

胃内視鏡検診を指定医療機関(個別医療機関)において、令和6年6月1日出から令和7年2月28日 まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	<b>50歳以上の村民</b> ※2年に1回の受診となります。令和7年度に検診を受けるようお願いします。ご 了承ください。	4,100円

# 児童手当の年度更新について

現況届の提出は 原則不要になりました

毎年6月以降に、本村にて住民票や前年の所得などを確認し、受給者が児童手当を引き続き受給する資格があるかどうか審査します。

資格があると認められた場合には「**支払(予定)通知書**」を、受給区分に変更があった場合には「**認定通知書**」を、所得要件により児童手当の給付が受けられなくなる場合には「**消滅通知書**」を7月下旬以降に順次送付します。

離婚協議中で児童手当の認定を受けた人など一部の受給者については、毎年6月1日から6月30日までの間に現況届を提出する必要があります。提出が必要な人には6月上旬以降案内を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付して住民税務課児童手当係に提出してください。7月下旬以降に順次結果を送付します。

#### 現況届の提出が必要な人

- ①離婚協議中で配偶者と別居されている人
- ②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- ③支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ④法人である未成年後見人、里親や施設などの受給者の人
- ⑤その他、佐那河内村から現況届の提出の案内があった人

#### 児童手当電子申請(オンライン申請)について

国が運営するマイナポータル本格運用開始に伴い、マイナンバーカード(個人番号カード)を用いて、児童手当の電子申請(オンライン申請)ができるようになりました。申請可能な手続きなど、詳しくは内閣府の「マイナポータル」サイトをご覧ください。



お問い合わせ●住民税務課

マイナポータルサイトはこちらから▲

# 令和6年度 **狩猟免許試験案内**

鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に基づき、令和6年度に次のとおり狩猟免許試験を実施します。

狩猟免許の種類	使用できる猟具の種類
網猟免許	網(むそう網、はり網、つき網、なげ網)
わな猟免許	わな(くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな)
第一種銃猟	装薬銃(散弾銃、ライフル銃)、空気銃(圧縮ガス銃を含む)
第二種銃猟	空気銃(圧縮ガス銃を含む)

実施回	日時	申請期間	試験会場
第1回目	令和6年7月28日(1)10:00から	6月10日月~7月5日金	徳島会場
第2回目	令和6年9月1日(1)10:00から	7月16日以~8月9日)	阿南会場
第3回目	令和6年10月20日(日)10:00から	9月2日(月)~9月27日(金)	1 2112 - 172
第4回目	令和7年1月26日(日)10:00から	12月2日(月)~12月27日(金)	美馬会場

会 場	住 所	定員(人)
徳島会場	徳島県徳島合同庁舎(徳島市新蔵町1-67)	25
阿南会場	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎(阿南市領家町野神319)	20
美馬会場	徳島県西部総合県民局美馬庁舎(美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73)	20

※原則として、どの会場でも受験が可能です。

※ただし、各会場の受験者数が定員に達した場合は、他の会場において受験していただくか、受験日を変更していただく場合があります。

お問い合わせ・資料の提出先●徳島県鳥獣対策課・里山振興課(電話 088-621-2262)

# 令和6年度 第1回佐那河内村人権大学講座の案内

私たちは一人ひとり違った人間で、生き方や考え方も人それぞれであり、お互いの違いを認め合い、 人と人とのつながりを重視し、支え合うことが大切です。

そこで佐那河内村教育委員会では、地域や職場、学校、その他あらゆる生活の場面で、人権問題に気 づき、その解決に向けて取り組んでいくことのできる社会をめざして、「手話エンターテイメント発信 団 oioilを招き、第1回人権大学講座を開催します。

講座は全5回ですが、1回のみの受講も受け付けています。この機会に、楽しく学びながら人権につ いてともに考えましょう。当日の参加も受け付けております。みなさまのご参加をお待ちしています。

6月24日(月) 19:00~20:30

役場1階大会議室 ●場 所

一内 容 講演およびワークショップ

●講演内容 講師 一般社団法人 手話エンターテイメント発信団 oioi(オイオイ)

演題 「手話が生み出すバリアクラッシュ



クショップのようす (写真提供:手話エンターテイメ ント発信団 oioi)

#### 【講師のプロフィール】

"きこえる人"と"きこえない人"の間にある心のバリアを壊すため に、手話コントなどのパフォーマンス活動、手話や聴覚障害について 楽しく学べるワークショップを実施。きこえるメンバー・きこえない メンバーが一緒に創り上げている。出演:NHK「バリバラ」「ろうに 生きる難聴を生きる| TEDxKobe2019登壇 など

~きこえる人ときこえない人が共にオモシロがれる世界へ~|

# 新着図書のお知らせ

5月下旬に一般図書30冊、児童書・絵本48冊が図書館のラインナップに加わりました。 今回入った本の多くを図書コーナー (役場)に並べています。ぜひお越しください♪





2024年本屋大賞 2024年本屋大賞の 1~10位の作品が 村立図書館に揃いました!



● 『ともぐい』 (河﨑秋子 著)

●『八月の御所グラウンド』(万城目学 著)



『成瀬は天下を取りにいく』 (宮島未奈 著)

6位 『黄色い家』(川上未映子 著)

7位 『リカバリー・カバヒコ』(青川美智子 著)

10位 『君が手にするはずだった黄金について』(小川哲 著)



絵本・児童書は村民対象の利用者アンケートでリクエストされた本や、貸し出 しが多く人気のあるシリーズ、工作の本などが仲間入りしました!

『大ピンチずかん2』(鈴木のりたけ 作)▶



図書館だより

5月号

# さなごうち大川原高原 ヒルクライム2024 エントリー開始しました

10月6日(日)に第1回大会となる「さなごうち大川原高原ヒルクライム2024」を開催します。また、ヒルクライムレースのエントリーを本村のHPの専用バナーより、6月1日(土)から開始しています。

この大会を安全に開催し、参加いただくみなさまに本村の魅力を知ってもらい、村民との交流が 図られ、佐那河内村のPRや自転車マナーの向上が図られるものと期待しているところです。

今大会のコースは前回と同じで、マナガ平から大川原高原広場までの上り区間となります。下山は徳円寺を経由する下り区間です。メイン会場は中央運動公園になります。大会当日、上りコース沿いのみなさまには、交通規制があり、大変ご迷惑をおかけすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

今後、詳しい日程などヒルクライムの内容について順次紹介していきます。



お問い合わせ 企画政策課内(さなごうち大川原高原ヒルクライム実行委員会事務局)



# 佐那河内 史料散策 その9

江戸時代後半の佐那河内村が描かれた「上下佐那川内村絵図」が残されています(長尾家文書)。縦1000mm、横1896mm の絵図が折りたたまれて入れられていた袋の表には「文化弐丑年閏八月十日 上下佐那川内村絵図」、裏に「ひかへ 長尾嘉左衛門」と書かれていることから、文化2年(1805)に作成され、藩に提出されたものの控えであることがわかります。享和2年(1802)から御国図御用の命をうけた岡崎三蔵が領内を巡って測量をしていた時期であり、阿波国図作成にかかわって描かれたものと考えられます。

村境箇所に隣村名が記されているのを除けば、文字は付箋に書かれています。8枚ある紺色の付箋には「寺谷名」「佐賀名」「根郷名」「平地名」「井貝名」「中畠名」「府能尻名」「府能名」とあり、 朱色系の付箋にも字名や神社名が記されています。



文化から



▲絵図袋(表)

▲絵図袋(裏)



今号から新しい試みとして、理学療法士をしていたころの知識や経験を村民のみなさんに提供し、知っていただくことによって健康の一助になればと考えています。

今号はこれからの季節に注意が必要な「熱中症と脱水症」について取り上げます。

熱中症は身体の体温調整機能がおかしくなり、体内に 熱がこもってしまう状態です。熱中症を引き起こす要因 は、「環境」と「身体」によるものがあります。環境要因 は、気温や湿度が高い、日差しが強いなどがあり、身体 要因は体内に熱がこもっている、暑さに身体が慣れてい ない、寝不足や疲労などがあります。

熱中症が疑われる場合、冷やして欲しいのが次のイラスト部位です。これらは太めの血管が皮膚近くにあり、効率的に血液を冷やし、冷えた血液が体内から身体を冷やしてくれます。

脱水症に関しては、一般的に体重の2%程度の水分が身体から抜けると軽度の脱水症といわれ、見た目の変化はわかりませんが、汗とともに電解質などのミネラルが失われます、これらは筋肉や神経の働きを調整するための役割を担い、5%程度になると中等度、10%を超えると重度の脱水症へと変化します。また、人の身体にはたくさんの水分が含まれますが、身体の水分量は年齢とともに変化し、幼児は体重の70%程度ですが高齢者になる

<u>と50%程度</u>に減ってしまうことも脱水症になりやすい要因です。

最近では熱中症警戒アラートがテレビなどで流れ、村内放送でもたびたび聞くことがあると思います。この情報を聞き取り、暑さに注意が必要なのだと理解してください。夏本番になると毎日のように放送されますが、聞き慣れてきたころが要注意です。

さて、この夏の熱中症予防のポイントです。

- ① いやがらず、上手にエアコンを活用しよう
- ② 暑くなる日は要注意、涼しくなる服装を心がけよう
- ③ 水分はこまめに摂取し、経口補 水液で適切な電解質の補給を
- ④「おかしい!?」と思ったら誰 かに相談し、はやめに受診
- ⑤ まわりの人にも気配りを行い、 異常がないか確認を

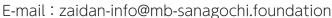




【お問い合わせ】

一般財団法人さなごうち事務局

電話:636-4030 FAX:636-4032





# AED 講習会が新家で開催されました!

新家にAEDが設置され、令和6年5月2日休にAED講習会が行われました。平地地区の住人と新家職員を合わせて18人が参加しました。

AEDとは、突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なりズムに戻すための医療機器です。参加された人は、より多くの命を救うために、心肺蘇生法、AEDの使用方法を理解し熱心に講習に取り組みました。









# 空き家の無料相談会を開催します!

第1回空き家の無料相談会を令和6年6月20日休に開催します。「相続したがそのままにしてしまっている…」「実家が空き家になった…」「将来は空き家になるかも…」などの心配や不安を各専門家が相談に応じます。空き家には適切な管理が不可欠です。放置をしていては、たくさんの問題が起こります。

ささいな相談でも構いません。この機会に ぜひご相談ください。





# 特殊詐欺被害にご注意を!

県内において、架空請求詐欺や投資名目の特殊詐欺 アポ電(予兆電話)がかかってきています。

不審なことがあれば、警察にご相談してください。



# 交通事故発生の状況

(令和6年1月~令和6年5月26日現在)

	人身事故(死者)	物損事故	
徳島県内	652件(14人)	9,691件	
中央署管内	218件(0人)	2,532件	



#### 徳島県内において死亡事故が増加傾向にあります。

人口10万人・車両10万台・高齢者人口10万人あたりの統計で、 いずれも徳島県が全国ワースト1位になっています。

交通ルールは必ず守って運転しましょう!



# 佐那河内村 地域の安全を守る会 (佐那河内村駐在所協力団体)

警察官とともに地域のさまざまなイベントにも参加して、みなさんが安全で安心して暮らせるよう日夜活動をしています。



会長 西村 義顯 副会長 岡本 隆次 理事 日下 早苗 山本 喜彦 理事 冨長 伸司 理事 井開 瀧本 實 中辺 坂田 孝二 中溝 藤本 忠 松下 弘典 宮前 仕出 谷渕 栄治 (敬称略)

何かご用件のある人はお気軽にお声お掛けください。 駐在所(電話:679-2110)へのご連絡をお待ちしています。 なお**緊急の場合は110番通報**をお願いします。



# 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」普及運動月間(6/20(木)~7/19(金))



持っているだけでもダメ。1回だけの使用でも乱用!

#### ★ヤングテレホン

(徳島県警察少年サポートセンター) 電話・625-8000

電話:625-8900

#### ★徳島県薬物相談窓口

・保健福祉部薬務課

電話:621-2233

・徳島県精神保健福祉センター

電話:625-0610

#### ★覚醒剤追放ダイヤル

(徳島県警察本部内)

電話:653-4444

#### 薬物乱用をいったんはじめるとやめられなくなる

乱用される危険性のある薬物は脳に作用し、精神に影響を与える作用を持っています。中枢神経を興奮させたり、抑制させたりして、高揚感や幻覚、妄想を引き起こします。

#### 大麻に関する誤った情報に 注意してください!!

- ・大麻はタバコや酒より安全だよ。
- ・体にも悪くないんだよ。
- ・大麻は依存もしないよ。



#### Facebook 危険ドラッグ110 検索

- ・パソコン https://www.facebook.com/tokushima.kikendrug
- ・スマホ https://m.facebook.com/tokushima.kikendrug

#### 悩まずに困ったときは相談を。

徳島県薬物乱用防止指導員

日下 早苗

スポーツ クラブ だより さなごうち

# 5/4<sub>(土)</sub> 佐那河内JVCが 準優勝しました

阿南市スポーツ総合センターしんきんサンアリーナで開催された「令和6年度見

能林大会 | に佐那河内 JVC が出場し、準優勝しました。

決勝戦では惜しくも敗れましたが、チーム一丸となり頑張りました。



# 7月 教室カレンダー

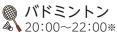
#### 村民体育館

卓 球 19:30~21:00

:00

サッカー・フットサル 18:30~20:30

中央運動公園グラウンド



※印の種目は活動費が必要です。

- ●参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ●日程は変更する場合があります。
- ●状況により会場を変更する場合があります。

В	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

状況により中止になる可能性があります。

お問い合わせ●さなごうちスポーツクラブ事務局 電話:050-2024-5825

# **社協だより優く**

# 5/28 令和6年度佐那河内村老人クラブ連合会定期総会、 芸能発表会

村民体育館にて、令和6年度佐那河内村老人クラブ連合会定期総会、芸能発表会が開催されました。

当日は、台風1号の影響による警報級の大雨にもかかわらず、 老人会員92人が参加しました。

総会終了後には、「食べる大切さ ~摂食嚥下について~」の題で、すみよし訪問歯科 歯科衛生士 鳴滝真雪さん、住吉良浩事務長による講演会があり、しっかり噛むことは、認知症予防となり、口内の健康は誤嚥性肺炎の予防にもなること。そして、全身の健康にも大きな影響があり、口腔機能の管理が大切であるということについて教えていただきました。

午後からの芸能発表会では、カラオケ、コーラス、日本舞踊を 各老人クラブと芸能部のみなさんが、日ごろの練習の成果をステー

ジで熱唱、熱演しました。 会場は大きな歓声と拍手 につつまれ盛況のうちに終 了しました。













# 老人クラブ連合会 コーラス部発足 部員募集中





令和6年5月28日、老人クラブコーラス部が老人クラブ総会にて、はじめてお目見えさせていただきました。「茶摘み」、「みかんの花咲く丘」、「いのちの歌」などを元佐那河内中学校音楽教師である高橋先生の指揮のもと、日ごろの練習の成果として披露しました。

村老人クラブ連合会のコーラス部を発足し、活動していくことで老人クラブのみなさんがどなたでも参加でき、ともに歌えることを願っています。上手下手はありません、歳を重ねても歌う楽しさや歌うことで身体が鍛えられ、表情も明るくなり、どんどん若返るようです。

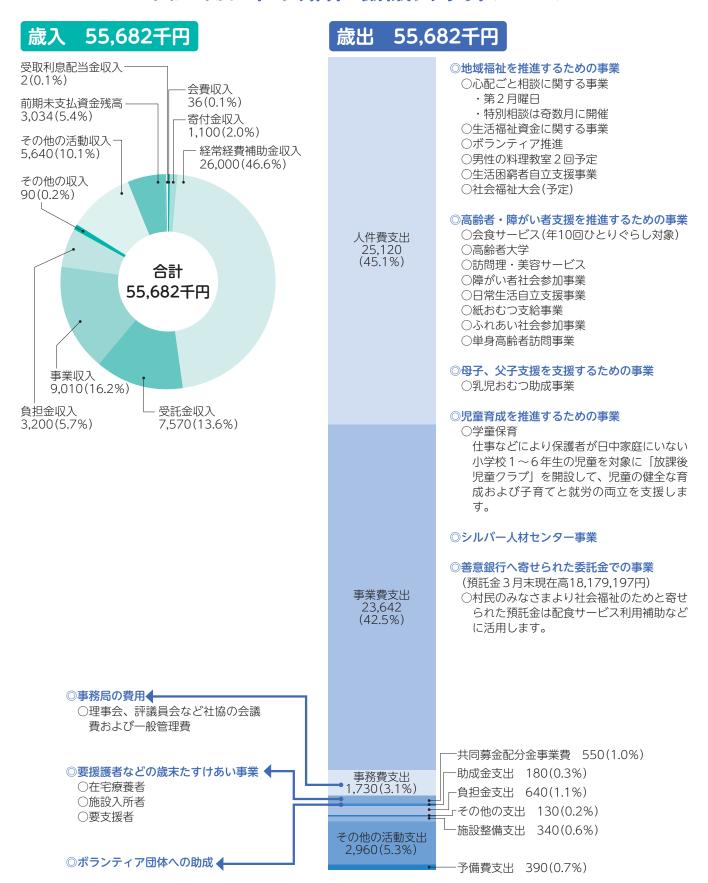
新しく入部された部員さんの言葉です。「下手の横好きで入った私ですが、先生に楽しく指導していただいて、楽しい時間を過ごしています。」「最初は声が出なかったけれど、両隣の声に助けられて、声が自然に出るようになって、とても楽しく歌っています。」「先生の指導がとても良くて、みんなで創り出すハーモニーが素晴らしい。」

月に2回程度練習をしています。60歳以上であれば、老人クラブに入会できます。

老人クラブコーラス部への入部をぜひ、お待ちしています!

# **入りを表している。**

# 令和6年度 社会福祉協議会予算(単位: 千円)



# 佐那河内村地域包括支援センターだより

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催 しています。楽しく身体と頭を動かして交流を楽しみましょう。みなさんの参加をお待ちしています。

日時	教室名	会 場
6月17日月 13:30~15:30	い き い き 体 操 教 室	農振センター
6月25日以 10:00~13:00	健康料理教室	農振センター
7月12日金 10:00~11:00	脳若トレーニング教室	役場 大会議室

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

#### 佐那河内村地域包括支援センター

■場所:特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■電話:679-3383 ■担当:佐々木・加藤・音井

# 第99回 読み合い朗読会 「伝えたい村の話」佐那河内村史から

- ●明治ごろの道を前回に続いて読み合いました。明治の事など関係ないと思われる人もいるかも知れませんが、佐那河内の街道が出来て漸く産業も豊かになったお話です。
- ●初代佐那河内村長の吉永富太郎氏は、産業開発を行うためには、先ず道路を改修することが緊要であると村議会で検討し、村民を説得し開発を進めました。明治21年に着工して、役場の苦心経営に村民の労苦、村長も自腹で補助金の申請に奔走し、3年の難工事を経て、一ノ瀬から府能まで延長10キロ幅員2.5メートル位が完成しました。人馬だけしか通行できなかった道が開通して、巨木さえも徳島市に移出できるようになり、本村産業の飛躍的発展の基礎となったのです。
- ●その頃の園瀬橋と田中橋は徳島市に通ずる唯一の橋でしたが、有料橋として本村から毎年玄米一石 (150和) を各々に支払っていました。しかし明治36年に3石に増額

- の要求があって、通行人からの徴収に変わっていきました。
- ●車道の開通によって交通は便利になったのですが、当時の設計は目測によっての実施だったので、急勾配や湾曲や道路の凹凸が多く、車を後押しする必要もあったほどの悪路でした。大正時代に入る前に補助金にて整備されていきましたが、路面の切り下げなど難工事だったようです。そして九十九瀬の難所で人の命を失うこともなくなりました。

ツリーベルズ 鈴木 昇・惠子

古いけれど新しい 感動の本です。 ぜひ一緒に読み ましょう。

次回の開催

第100回7月8日月19:30~20:30 場 所 役場 多目的ホール お問い合わせ 鈴木(090-2156-7935)



# 情報ボックス

月	В	行事名	場所	時間	備考
6月	17日(月)	いきいき体操教室	農振センター 1 階会議室	13:30~15:30	対象者: 医師から運動制限を 受けていない人 持参物: 運動しやすい服装・ 水筒など
	18日炒	可燃ごみ・古紙など の収集	追上駐車場	11:00~ 翌日11:00	
	19日飲	股関節脱臼健診	農振センター 2階大和室	13:15~13:30 (受付)	<b>対象者:</b> 乳児とその保護者 <b>持参物:</b> 母子健康手帳、バス タオル、子どもノート
	21日金	お出かけ昼食会			
	25日巛	健康料理教室	農振センター 1 階会議室ほか	10:00~13:00 (予定)	対象者:健康づくりに関心の ある人 持参物:材料費200円、エプ ロン、三角巾、マスク
		可燃ごみ・古紙など の収集	追上駐車場	11:00~ 翌日11:00	
フ月	2日(火)	可燃ごみ・古紙など の収集	追上駐車場	11:00~ 翌日11:00	
	7日(日)	あじさい祭り	大川原高原 旧一軒茶屋周辺	10:00~15:00	
	8日佣)	心配ごと相談・行政 相談・人権擁護相談・ 特別(法律)相談	村役場 相談室3	9:00~12:00	
	9日(火)	可燃ごみ・古紙など の収集	追上駐車場	11:00~ 翌日11:00	
	12日金	脳若トレーニング 教室	村役場 大会議室	10:00~11:00	対象者:65歳以上の人

# 人のうごき(敬称略)

#### 住民基本台帳登録数

令和6年5月末現在

[人 □] 2,127人(+2)

[ 男 ]1,037人(+3)

[ 女 ]1,090人(-1)

[世帯数] 938世帯 (+3)

※( )前月比

#### 企業・個人事業者のみなさま

# <sup>令和6年度</sup> 広報佐那河内・HPの 広告主募集中





\*エクステリア工事 カーポート・門扉・駐車場 フェンスアルミ製品一式 \*土木工事、建築基礎、左官 イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】 認定施工店です。





株) 岡本組

okamoto.gumi

佐那河内村 岡本組

(株) 岡本組 佐那河内村上字宫前42-13 2679-3660/FAX679-3661

害化学物質非含有の【リボール式防水】 改修やリフォームに。安心、安全な防水材

100%自然素材塗り壁材【深呼吸】 抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果 アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方



-般社団法人 全日本瓦工事業連盟 / 徳島県瓦工事・販売組合 加盟

葺き替え、雨漏り修理、漆喰、瓦製品販売 お気軽にお問い合わせください

TEL.088-679-3289

#### 編集後記

6月にはいり、天気が曇りや雨の日になること が多く、梅雨の季節になってきました。先日も台 風1号が発生し、徳島県や本村にも大雨をもたら しました。今後も雨の日が多くなることでしょう。 外へ出られる際は傘や雨具などを忘れないよう ご注意ください。(後東)

# 健康づくりの会(食生活改善推進委員)のおすすめ

# No.159 そば茶めし



#### 材料(4人分)

--- 240 g そば茶 ············· 大1・1/2 黒すりごま ··· 大1・1/3

#### 作り方

- ①米は30分~1時間前に洗っておく。
- ②そば茶は炊く時にいれる。
- ③炊けると全体をよく混ぜ、器に盛り、 上から黒すりごまをかける。

#### ポイント

そば茶をそのまま使います。さっぱり と香ばしく、冷めてもおいしくいただ けます。

栄養成分

Tネルギー 脂質

塩分

240kcal 2.2 g 0g

タンパク質 炭水化物

4.5 g 48.5 g

各課直通 電話番号 総 務 課 679-2113 企画政策課 679-2973 教育委員会 679-2817

産業環境課 679-2115 住民税務課 679-2114 消防センター 679-2136

議会事務局 679-2152 保育所679-2217 救急要請679-3999

健康福祉課 679-2971 建 設 課 679-2970